

安全保障理事会決議 2171 (2014)

2014年8月21日、安全保障理事会第7247回会合にて採択

安全保障理事会は、

武力紛争の予防、予防外交、仲介および紛争の平和的解決に関する全ての安保理の従前の諸決議並びに安保理議長の前記の諸声明、とりわけ決議 1366 (2001) および 1625 (2005) 並びに 1995年2月22日 (S/PRST/1995/9)、1999年11月30日 (S/PRST/1999/34)、2000年7月20日 (S/PRST/2000/25)、2003年5月13日 (S/PRST/2003/5)、2005年9月20日 (S/PRST/2005/42)、2009年4月21日 (S/PRST/2009/8)、2011年9月22日 (S/PRST/2011/18)、2013年4月13日 (S/PRST/2013/4) の安保理議長の前記の諸声明を想起し、

戦争の惨害から将来の世代を救いそして基本的人権に関する信念をあらためて確認する、連合国の人民の決意を想起し、

国際連合憲章に正式に述べられている全ての目的および原則を想起し、

国際の平和および安全の維持に関する安全保障理事会の主要な責任を想起しそして国際連合の憲章の目的および原則に従って行動し、

世界の全ての地域における武力紛争の防止に対処する安全保障理事会の継続している公約を再確認し、

武力紛争、その激化、それが生じた場合の拡散またいったんそれが終了したあとのその再開を予防することおよび終わらせることにおける国際連合の有効性を高める安保理の決意を表明し、

紛争予防は依然として国家の主要な責任であることを想起し、そして関連する国際法により規定されたように、文民を保護しまた自国領域内およびその管轄権の対象となっている全ての個人の人権を尊重しまた確保するその主要な責任をさらに想起し、そしてさらに、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化

および人道に対する罪からその住民を保護する個々の国家の責任を再確認し、

市民社会が紛争予防に貢献することにおいて果たすことができる役割を認識し、

国際のまた国内のレベルでの法の支配を強化することおよび持続的な経済成長、貧困削減、社会開発、持続可能な開発、国民和解、良い統治、民主主義、ジェンダー平等および人権尊重と人権保護を促進することを通じたものを含んで、武力紛争の予防のための運営上および制度上の措置を構成したその根本原因に対処する、紛争予防と持続可能な平和に対する包括的な対処方法の必要性をくり返し表明し、

武力紛争に悪化する可能性のある事態を早く知ることと審議することの重要性に注意を促しそして安全保障理事会を含む国際連合は、潜在的な紛争の徴候に早期警戒の注意を払うべきでありまた国際連合憲章に従って、紛争を予防し、阻止しそして終わらせるための迅速且つ効果的な行動を確実にすべきであることを強調し、

紛争の発生、継続、激化または再発を防止する、他の全てに優先する道徳的、政治的および人道的義務並びに経済上の利点を強調し、

武力紛争を原因とする高い人的損失および苦痛並びに直接影響を受けた諸国、より広い地域および国際社会に対する、武力紛争後の国家や社会の包括的再建を通じたものを含む、物質的および経済的代価を深く懸念し、そして平和、安全および開発は、武力紛争の予防におけるものを含んで、相互に強化し合っていることを認識し、

包括的な紛争予防戦略は、特に、早期警戒、予防外交、仲介、予防的展開、平和維持活動、現実的な軍縮および武器の拡散と違法取引と闘うこと、説明責任措置並びに包括的な紛争後の平和構築に貢献する他の措置を含むべきであることを確認し、そしてこれらの構成部分は、互いに依存し、補足的でまた連続的でないことを認識し、

紛争から抜け出しつつある諸国を支援する平和構築および平和構築委員会の重要な役割、とりわけ重要な国の能力の要求に対する持続的な国際支援の動員を通じたものを強調し、

早期警戒を通したものを含む、武力紛争の予防における事務総長の欠くことのできない役割を強調し、

国際連合憲章第 99 条に従った、事務総長の役割を高める彼の取組の重要性もまた強調し、

「予防外交：結果をもたらす」に関する事務総長報告書（S/2011/552）および国際連合の予防外交努力における成功の期待を最大化するための措置に関するそこに含まれた勧告に留意し、

テロリズムは、紛争事態の増加している数における重要な要素であることそして過激主義や不寛容により動機付けられたテロリズムに対する扇動に対抗すること、およびテロリズムの拡散に資する条件に対処することは、紛争予防の取組を補完することができることに留意し、

将来の紛争を予防すること、国際人道法および人権法を含む、国際法の一連の違反の再発を避けること、そして持続可能な平和、正義、真理と和解を可能にすることにおける説明責任の重要性を強調しまたこの文脈において刑事責任の免除を終わらせる国家の関連義務を遵守することおよびこの目的のためにジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪または国際人道法および国際人権法の他の重大な違反に対して責任を有する人を徹底的に調査しそして訴追する国家の責任を強調し、

刑事責任の免除との闘いおよびジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪および他のひどい犯罪に対する説明責任を確保することは、国際刑事裁判制度、アドホックおよび混合法廷並びに国内裁判所の特別法廷における活動およびこれらの犯罪の起訴を通して強化されてきていることを強調し、そしてこれに関連してローマ規程に規定されているように国内の刑事管轄権に対する補完の原則に従った、そのような犯罪に対して責任を有する者の責任を問うことに向けた、国際刑事裁判所の貢献を認識し、また国家の個々の義務に従ったこれらの裁判所や法廷との国家協力の重要性に関する安保理の呼びかけをくり返し表明し、

紛争の予防および解決における並びに平和構築における女性の重要な役割を再確認しそして諸決議 1325 (2000)、1820 (2008)、1888 (2009)、1889 (2009)、1960 (2010)、2106 (2013) および 2122 (2013) に沿った相互に補強するやり方で紛争予防および仲介努力において女性の平等、完全且

つ意味ある、参加、代表および関与を増す安保理の呼びかけをくり返し表明し、

1. 国際の平和および安全の維持に関する主要な責任の不可欠な一部として武力紛争の予防の目的を追求する安保理の決意を表明する。

2. 全ての国家に対し、戦争および紛争の悩みのない世界を確保する取組を強めることを求める。

3. 紛争予防は、引き続き国家の主要な責任であることまた国際連合により紛争予防の枠内で行われる行動は、国の政府の紛争予防役割を支援しまた適切な場合には補完すべきであることを強調する。

4. 平和的手段により、特に交渉、審査、周旋、仲介、調停、仲裁裁判および司法的解決、またはその他当事者が選ぶ他の平和的手段を通して、国際紛争を解決する全ての国家の義務を再確認する。

5. 国際連合憲章の第VI章、とりわけ第33条および第34条を想起し、また平和的手段による紛争の解決およびその継続が国際の平和および安全の維持を危うくする虞のある、紛争または事態に対応することにおいて必要な予防的行動の促進に対する安保理の公約を再確認する。

6. 交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決および地域的や準地域的な機構と取極の利用、並びに事務総長の周旋を含む、紛争予防に用いられることのできる国際連合憲章の第VI章の手段の幾つかは、十分に活用されてこなかったことを認識し、そしてそのような手段のより重要なまた一層の効果的な使用を行いまた求める安保理の決意を強調する。

7. 以下のものが、紛争の発生、段階的拡大、継続および再発の予防に貢献することにおいて果たすことができる重要な役割を認める。

- －国際連合地域事務所
- －特別政治ミッション
- －平和維持活動
- －平和構築委員会

並びに地域的および準地域的な機構と取極。

8. 国際連合憲章の関連する規定の下で課される制裁は、国際の平和および安全の維持並びに回復における重要な手段でありまた国際の平和および安全を脅かすかまたは破壊する事態の平和的解決に資する条件を創設することに貢献できまた紛争予防を支援することもまた認める。

9. 事務総長に対し、恒久的な、全てを含むまた包括的な解決を促進することを助けるために、彼の周旋の使用を高めること、代表、特別使節および仲介者を派遣することを続けることを奨励し、また事務総長に対し、潜在的な紛争の予防に彼が早めに関与することを続けることを更に奨励する。

10. 現場ベースの特別政治ミッションおよび平和維持活動に対し、その既存の職務権限の範囲内で紛争への逆戻りを防止するためその評価および分析能力を高めることを奨励する。

11. 仲介は、可能な場合には予防的にまた紛争が暴力に発展する前にどこで起こったものも含む、紛争の平和的解決のための重要な手段であることを認識しそして合意された職務権限に従って、国際連合システムに仲介支援を提供するものとしての仲介支援部隊を含む、国際連合仲介支援能力を強化し続ける事務総長の取組を称賛する。

12. 事務総長により安保理の注意が促された早期警戒事例に対し、適切な状況においては、予防的な政治ミッションの派遣に対するものを含む、迅速な審議をする安保理の意思を表明しそして事務総長に対し、国際連合憲章第 99 条に従って、国際の平和および安全の維持を脅威すると認める事項について、安保理の注意を促すことを奨励する。

13. 性的およびジェンダーに基づく暴力を含む、国際人権法または人道法の重大な侵害や違反は、紛争に陥ることまたは紛争の段階的拡大、並びにその結果の早めの徴候となり得ることを認め、そして国際人道、人権および難民法の法律文書の批准をまだしていない国家に対し、時宜を得た紛争予防に貢献し得る、それらの批准を考慮すること、およびこれらの法律文書を国内的に実施するため適切な措置を講じることを求める。

14. 事務総長に対し、国際人道法および人権法を含む、国際法の重大な違反の事例に関するものおよび特に種族的、宗教的および領土的紛争、貧困並びに発展がないことから生じる潜在的な紛争状況に関するものを含む、武力紛争の予防に貢献し得ると彼が考える情報および分析を安保理に付託し続ける

ことを奨励する。

15. 武力紛争を予防するために早めのまた効果的な行動を取りそしてこの目的のために国際連合憲章の規定に従って、安保理が自由に使えるあらゆる適切な措置を用いるその公約を表明する。

16. その任務はジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪および民族浄化の結果をもたらし得る潜在的な事態を予防するための早期警戒メカニズムとして行動することを含む、ジェノサイドの防止および保護する責任に関する事務総長特別顧問の重要な役割、並びに紛争時の性的暴力に関する特別代表および子どもと武力紛争に関する特別代表が、紛争予防に貢献することにおいて果たすことができる重要な役割を想起し、国家に対し、ジェノサイドおよび国際法の下での他の重大な犯罪を予防しそしてそれと闘うことを再約束することを求め、またジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する罪から住民を保護する責任に関する 2005 年世界サミット成果文書 (A/60/L.1) の第 138 および 139 項を再確認する。

17. 国際連合人権高等弁務官事務所およびジェノサイドの予防に関する特別顧問事務所が紛争予防において果たすことができる重要な役割を認識しそして人権侵害およびヘイトスピーチに関する同事務所の口頭説明が潜在的な紛争を早めに気づくことに貢献することにおいて果たす役割もまた認識する。

18. 女性および女性組織や公式並びに非公式の地域社会指導者を含む市民社会が、武力紛争の当事者に影響力を働かせることにおいて果たすことができる重要な役割を強調し、仲介の全ての段階および紛争後の解決に女性の参加を増やすことによりまた紛争予防に関連がある全ての議論におけるジェンダー関連の問題の審議を増やすことにより紛争予防における成功を増やすための継続的必要性をくり返し表明する。

19. 事務総長および彼の特別使節並びに国際連合ミッションに対する特別代表に対し、それらの定期的な概況説明の一部として、紛争の予防および解決、平和および安全の維持並びに紛争後の平和構築に関連する議論に参加するために、女性組織を含む、市民社会との協議を含んで、女性を招請することにおける進展について、安保理に最新情報を提供するという安保理の要請をくり返し表明する。

20. 国際連合憲章に従って、最も適切な国際連合あるいは地域的な関係者によりまたはそれらと調整して、潜在的な紛争の早期警戒を、文民を保護することについての目標を含む、早期の、具体的な予防行動につなげることを確保するために国際連合システムの手段を審議しまた使用する安保理の公約を表明する。

21. 憲章第Ⅷ章に従った地域的取極を通じた地域紛争の平和的解決を奨励し、紛争予防を目的とした国際連合と地域的および準地域的機関との間の運用上のまた制度上の協力を強化するためにとられた取組を認めそしてこれに関連して戦略的な対話、提携および予防外交に関連した国のまた地域の能力を構築することを目的に、事務レベルでの見解や情報のより定期的な交換を強化することを続ける必要性をくり返し表明する。

22. 国際連合憲章第Ⅷ章に一致して、早期警戒メカニズムにおける協力を含んで、武力紛争、その拡散および影響の予防に役立てるため、並びに予防行動の促進に役立てるため、地域的および準地域的機構並びに取極との協力および能力構築を強化することを求める。

23. 平和構築委員会の活動に対する安保理の支持をくり返し表明しそして平和構築活動における平和構築委員会の助言、政策提言および資源動員役割を活用する安保理の継続した意思を表明する。

24. 市民社会とのその関係を、武力紛争の予防の問題に関する分析および展望を交換するために、適切な場合には、特に、市民社会との非公式なまた柔軟なやり方での会合を通して、強化する安保理の意思を再確認する。

25. 事務総長に対し、地域的および準地域的機構との協力を通じたものを含む、国際連合システム内の紛争予防手段を促進しまた強化するために彼により講じられた行動について、2015年8月31日までに、安保理に報告書を提出することを要請する。

26. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。